

事例番号:370051

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 31 週 3 日

6:00 下腹部痛のため搬送元分娩機関を受診

7:25 陣痛発来のため当該分娩機関に母体搬送となり入院

胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、軽度変動一過性徐脈、軽度または高度遅発一過性徐脈、高度遷延一過性徐脈を認める

4) 分娩経過

妊娠 31 週 3 日

8:07 血液検査で白血球 $20200/\mu\text{L}$

11:00 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 stage III (Blanc 分類)、
臍帯炎 stage III (中山分類)

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:31 週 3 日

(2) 出生時体重:1800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.97、BE -21.5mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク、Tピース蘇生装置)、気管挿管、胸骨圧迫、ア

ドレリン注射液投与

(6) 診断等：

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見：

生後 24 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

＜搬送元分娩機関＞

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名

看護スタッフ：助産師 2 名

＜当該分娩機関＞

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名、小児科医 4 名、麻酔科医 4 名

看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 6 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 31 週 3 日の当該分娩機関入院より前に生じた胎児低酸素・酸血症が出生時まで持続したことによって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。

(3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠 31 週 3 日受診後の対応(超音波断層法実施、分娩監視装置装着、規則的な痛み、子宮口開大 3-4cm が認められたことから陣痛発来と診断し、子宮収縮抑制薬を投与しながら当該分娩機関に母体搬送したこと)は一般的である。
- (2) 当該分娩機関における母体搬送到着後の対応(超音波断層法実施、陣痛発来しており子宮口開大 9cm が認められたことから分娩の方針としたこと、子宮収縮抑制薬中止、抗菌薬投与、連続的に分娩監視装置を装着)は一般的である。
- (3) 妊娠 31 週 3 日 8 時 25 分頃、胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少および高度遷延一過性徐脈を一回認める状況で、子宮口全開大、児頭の位置 Sp+1cm のため経過観察としたことは選択肢のひとつである。
- (4) 9 時 26 分、子宮口全開大から約 1 時間経過し、児頭の位置が Sp+1cm から変化が認められない状況で、9 時 41 分、胎児心拍数陣痛図で心拍数基線頻脈、基線細変動減少、最下点 120 拍/分の遷延一過性徐脈と判読し、経過観察としたことは一般的ではない。
- (5) 帝王切開決定から 24 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与、Tピース蘇生装置による人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル

分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。